

◎新潟県告示第896号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年 8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市松川字松川山996の189、996の190
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市水沢字大平沢749の43、749の44、三ツ又字ツナカ澤268の69、268の73、268の74
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 3 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市藁和田字マキ54の14（次の図に示す部分に限る。）、6の10、54の18（以上3筆国有林）
 - (2) 保安林として指定された目的
なだれの防止
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）